

第3期庄内町国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）（素案）・第4期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画（素案）に関する意見募集の結果について

令和6年3月18日  
庄内町税務町民課

- 1 意見募集期間 令和6年2月13日（火）から3月12日（火）まで
- 2 意見提出人数 1人
- 3 意見提出件数 1件
- 4 提出意見と意見に対する考え方

番号	意見	意見に対する考え方
1	<p>第3期庄内町国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）は、被保険者の健康寿命の延伸のため、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防、心身機能の低下を防止し、さらには、被保険者が自ら健康状態に応じて行う健康の保持増進に向けた取組を支援し、その生涯にわたる生活の質の維持及び向上に資することを目的としていることを理解しました。</p> <p>また、本計画は、第4期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画及び今後策定予定である「健康しようない21計画（第4次）」等の関連計画を位置付け、国民健康保険・保健衛生・介護等の担当係が連携するものとし、保健医療関係者及び被保険者の参画による「庄内町国民健康保険運営協議会」を通して、事業ごとの目標値を定めていることも、理解できます。</p> <p>令和4年度末の国保加入被保険者数は、4,254人（庄内町人口全体の21.5%）で年々減少傾向にあること。65～74歳が56.9%で県平均より割合が少し高い。第2期データヘルス計画では、脳血管疾患・心疾患の入院費用額の減少、新たに人工透析を受ける方の減少を目標に取り組んできたが、目標未達となってしまったこと。</p>	
	<p>ここで、ひとつ疑問があります。毎年、郵送で送られてくる「庄内町健康診査意向調査書」は、国保加入者だけでなく、後期高齢者医療被保険者、社会保険、共済組合等の加入者本人、または加入者の扶養の方を対象としております。この意向調査書は何を目的として、全戸配布されるのでしょうか。介護認定者で介護施設に住所を移し、利用している方は誰が記入するのでしょうか。あくまでも、庄内町在住の20歳以上の町民一人一人に対する意識づけでしょうか。</p>	<p>「庄内町健康診査意向調査書」は次年度の受診希望者数の把握と健診事業の周知を目的としています。国保加入者以外でも集団健診、人間ドック、子宮・乳がん検診を受けることができますので、全戸に送付しています。ただし、介護施設に住所がある方には送付していません。</p>

データ分析を見ると、庄内町国保加入者を対象にしたものだとわかります。後発医薬品の使用割合は90.4%（令和5年3月診療分実績）であり、国の目標値80%より高い水準にあります。令和4年度の特定健診の受診率62.4%（県平均50.5%）、特定保健指導対象者の減少率18.5%（県平均18.1%）と高い。

反面、生活習慣リスク保有者の割合の喫煙率（13.8%）が高く、生活習慣改善意欲ある者の割合は57.6%と県平均（63.0%）より低い。また、本当に驚いたことに、虚血性心疾患・脳血管疾患・人工透析導入者の割合が高く、県内で上位に位置している。みんな知らないのではないか。要介護認定率は18.2%（県平均17.9%）、1件あたりの介護給付費は、80,148円（県平均73,268円）と高い。さらに、第2被保険者の要介護認定率0.4%（県0.3%）も高い。また、特定健診未受診者かつ医療機関で治療のない人（健康不明者）が508人（健診対象者3,359人の内の15.1%）もいる。

第4期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画にあたり、令和5年1月1日現在の国保被保険者（4,267人）の年齢構成は、65～74歳、2,551人（59.8%）（県平均53.1%）、特に立谷沢地域77人（73.3%）、第4学区525人（65.2%）と高い。地域性、生活環境、家族構成等考えられます。

以上のことから、実施にあたり、庄内町の状況を広報等で公表、周知するべきと思います。町民一人一人の自覚が大事です。ホームページで公表では誰も見ません。よろしくをお願いします。

本計画の周知については、各戸配布は難しいため、町ホームページに掲載するほか、町内の医療機関に配布し閲覧できるように依頼する予定です。